

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域自立支援協議会								【第1回】 9月16日			【第2回】 12月10日			【第3回】
推進会議					【第1回】 6月10日 Zoom		【第2回】 8月17日	【第3回】 9月29日		【第4回】 11月8日			○	
相談支援部会	全体会	オンライン	【第1回】 4月26日		【第2回】 6月21日		【第3回】 8月23日		【第4回】 10月25日		【第5回】 12月20日		【第6回】 2月28日	
		同一回・同一内容 対面	【第1回】 4月27日		【第2回】 6月29日		【第3回】 8月24日		【第4回】 10月26日		【第5回】 12月21日		【第6回】 2月22日	
	事前打合せ		4月7日	5月13日 5月27日	6月21日	7月12日	8月3日	9月28日						
	5年未満研修会					【5年未満研修①】 7月13日		【5年未満研修②】 9月14日		【5年未満研修③】 11月9日		【5年未満研修④】 1月11日		【5年未満研修⑤】 3月15日
	事業所訪問		ひと月に2事業所ずつ実施		6月24日 6月30日	8月5日(7月分) 7月27日	8月30日 9月1日(8月分)	9月27日 10月20日(9月分)	11月2日(10月分) 11月17日(10月分)	11月16日 11月29日	12月 日 12月 日	1月 日 1月 日	2月 日 2月 日	3月 日 3月 日
	機関連携		令和4年1月～											
就労支援部会	全体会		開催時期は決まっていないが、全体での共有事項がある時に、メールまたは、オンラインにて実施するイメージ											
	リーダー会					7月29日								
	工賃向上		4月19日	5月31日			8月13日		10月8日(コアメンバー) 10月22日(コアメンバー)					
	共同受注グループ作成に向けコアメンバーを結成し、取組みの進捗に合わせて随時開催。最低月1回を目安													
	一般就労への移行					【第1回】 7月14日				【第2回】		【第3回】		【第5回】
相談×就労			事業所見学会は感染予防の観点から中止								～令和3年12月まで			
地域移行部会	全体会		ケース検討ワーキング統合		【第1回】 5月26日 Zoom＋対面		【第2回】 8月10日 Zoom＋対面				【第3回】 12月3日	【第4回】 1月 日		【第5回】 3月 日
	事前打合せ							9月14日	10月6日					
	院内茶話会・院内説明会	和泉中央病院	コロナウイルスの病院内感染予防のため、開催方法を検討中											
		阪和いずみ病院												
		和泉丘病院												
地域生活支援拠点部会	全体会		【第1回】 4月20日 Zoom＋対面		【第2回】 6月4日 Zoom＋対面					障がい者相談支援センターへの相談・登録を勧奨し、ケースが一定集まれば開催				
	事前打合せ		4月7日 Zoom＋対面				8月11日 Zoom＋対面			11月18日				
	SS・GH事業者連絡会					事業開始説明会 7月6日								
	その他				事業開始説明会 (相談支援専門員向け) 相談支援部会内	事業開始説明会 (道所系向け) 7月7日								
	ワーキング	必要時												
権利擁護の取組	法律相談(定例)				【第1回】 6月22日 Zoom			【第2回】 9月28日			【第3回】 12月 日			【第4回】 3月 日
	事業所対象研修												相談支援専門員向け 成年後見制度啓発研修	
	虐待関連						【第1回レビュー会議】 8月6日						【第2回レビュー会議】 2月 日	
基幹委託連携会議	全体会			【第1回】 5月19日										【第2回】 3月 日
	(エリア別)	タイム						9月24日						
		ピオラ和泉												
		ペパーメント						9月27日						

権利擁護の取組み

目標	取組み実績と成果（令和３年１１月末時点）	課題と今後の方向性
①権利擁護研修 - 令和４年４月より、障がい福祉サービス事業所において虐待防止委員会の設置や虐待防止マニュアルの作成等が義務となるため、すべての事業所が自主的に虐待防止委員会の設置やマニュアルの作成等を行うための効果的な動機付けを行う。 - 成年後見制度の利用推進のため、相談支援専門員が制度利用についてイメージでき、その必要性に気付いてもらえるような働きかけを行う。（研修会の実施） ②法律支援事業 - 法的見解が必要となる相談ケース等に対応するため、引続き法律支援事業（定例法律相談、随時法律相談）を活用していく。 - 法律支援事業を利用したケースの事例集を更新し、市内の相談支援事業所へ周知することで、各担当ケースの課題が大きくなる前に法律相談を活用してもらう。（令和２年度、和泉市内の全特定相談支援事業所に配布済） ③虐待レビュー会議 - 対応に苦慮する虐待ケースが出てくる可能性もあることから、毎月の基幹相談支援センター内のレビュー会議で各ケースの進捗状況を確認し、対応方法等の話合いの機会を通じて課題解決につなげる。 - 虐待対応から通常のケース対応に切替えるタイミングや、課題の解決または虐待対応の終結に向けた支援の方向性の確認や検討、情報共有の場として、今後も市と基幹相談支援センターによる虐待レビュー会議の開催を継続する。	①権利擁護研修 『障がい者福祉施設従事者等向け虐待予防研修動画』を作成し、和泉市社会福祉協議会のホームページに７月より公開し、事前事後アンケートにより研修効果を検証した。 →動画方式の研修に対して『不満』『学びにくい』との回答はなく効果が得られた。 ※アンケート結果については別紙参照 - 成年後見制度に関する研修会開催に向け資料作成中。 ②法律支援事業 ＊定例法律相談（年４回開催） 第２回：９月２８日（５事例） 『後見制度支援信託』『親権停止と未成年後見』『障がい者差別解消法に基づく就労』等について相談し、法的根拠に基づく回答を得ることができた。 ＊随時法律相談（今年度の利用件数７件＝１１月末現在） 生活保護受給者の破産手続きと保佐人の代理行為目録『弁済合意や弁済』の選択について説明があり、具体的な成年後見制度の活用の理解に至った。 ＊事例集 第４回相談支援部会にて、随時法律相談の活用や事例集の活用について説明を行った。令和２年度相談事例を追加し、次年度再発行予定。 ③虐待レビュー会議 - 基幹相談支援センターでは、毎月進捗状況の確認を行っている。	①権利擁護研修 対面研修に固執せずに幅広い方法で効果的な研修が実施できるよう工夫していく。『成年後見制度の利用促進及び体制整備』の中での役割を意識しながら計画的な研修計画を立て実行する。 ＊相談支援部会で権利擁護の視点を周知啓発する。 【定例部会】 第６回　２月２２日（火）対面　２月２８日（月）ZOOM 『将来を見据えた支援　リスクマネジメントについて考えよう』 『課題抽出に関すること』 【参加型研修】 第４回　１月１１日（火） 『将来を見据えた支援　リスクマネジメントについて考えよう』 ②法律支援事業 第４回相談支援部会で事業活用の説明を行った。基幹相談支援センターのみの活用に留まらず、相談支援事業所が対応に苦慮するケースを法的根拠に基づき適切な支援が行えるよう啓発を続ける。 ＊定例法律相談 第３回　１２月　（予定） 第４回　　３月　（予定） ③虐待レビュー会議 - 基幹相談支援センター内では引き続き、毎月進捗確認を行う。 - 市と基幹相談支援センターのレビュー会議は、次回２月予定。

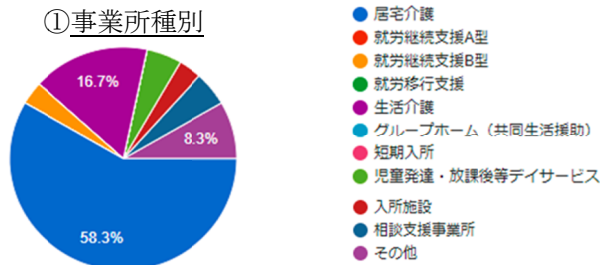
施設従事者虐待予防研修報告（令和 3 年 11 月時点）

1. 視聴状況

- ・ YouTube 再生回数 222 回
- ・ アンケート回答 60 件

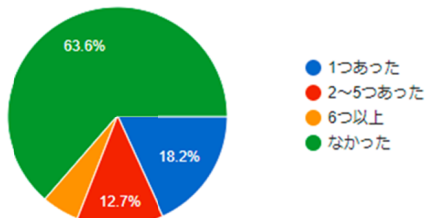
2. アンケート回答の集計結果

①事業所種別



「居宅介護」の中で、1つの事業所が対象者を登録ヘルパーまで広げ、事業所研修として資料活用された事案がありました。

②虐待防止に向けた自己チェックの結果



- 『身体拘束をしている』に☑した方の感想
- ・利用者さんをしっかり見るという事、理解する事が大切だと分かる。
 - ・施設内での身体拘束廃止について参考になりました。

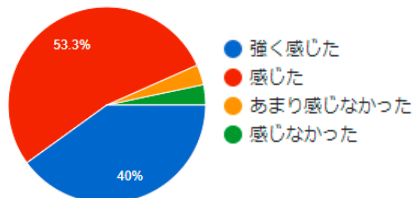
参考資料

添付資料 1-2③ 自己チェックリスト【職員用】【管理者用】

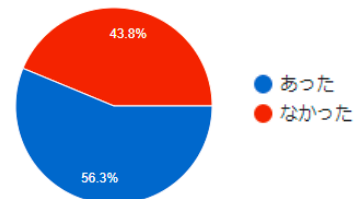
添付資料 1-2④ 自己チェックリストをつけた感想

③虐待防止委員会について

◎設置していない事業所は必要性を理解したか？
30 件の回答

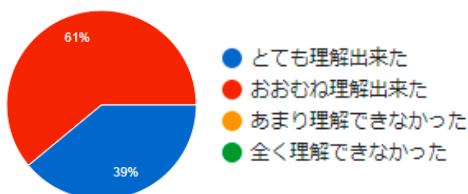


◎設置済み事業所は新たな気づきはあったか？
16 件の回答

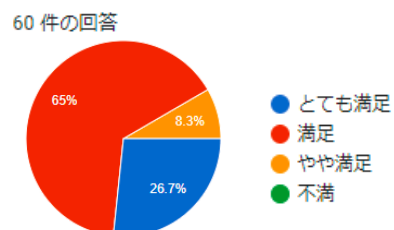


④研修の理解度・満足度

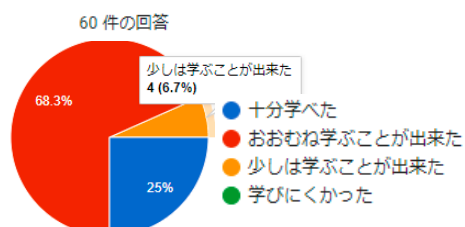
◎理解度は？
59 件の回答



◎満足度は？
60 件の回答



◎動画での研修受講は？
60 件の回答



利用者への体罰など	よくある	時々ある	ない
①利用者に対して殴る、ける、その他けがをさせるような行為を行ったことがある。			
②利用者に対して、身体的拘束や長時間正座・直立等の肉体的苦痛を与えたことがある。			
③利用者に対して、食事を抜くなどの人間の基本的欲求に関わる罰を与えたことがある。			
④利用者に対して、自分の意思で開けることのできない居室等に隔離したことがある。			
⑤利用者に対する他の職員の体罰を容認したことがある。			
利用者への差別	よくある	時々ある	ない
①利用者を子ども扱いするなど、その人の年齢にふさわしくない接し方をしたことがある。			
②利用者の障がいの程度、状態、能力、性、年齢等で差別したことがある。			
③障がいにより克服困難なことを、利用者本人の責めに帰すような発言をしたことがある。			
④利用者の言葉や歩き方等の真似をしたことがある。			
⑤利用者の行為を嘲笑したり、興味本位で接したことがある。			
利用者に対するプライバシーの侵害	よくある	時々ある	ない
①職務上知り得た利用者個人の情報を他に漏らしたことがある。			
②利用者の同意を事前に得ることなく、郵便物等の開封、所持品を確認したことがある。			
③利用者の了解を得ずに居室、寝室に入ったことがある。			
④・a（男性職員が）女性利用者の入浴、衣服の着脱、排泄、生理等の介助をしたことがある。			
④・b（女性職員が）男性利用者の入浴、衣服の着脱、排泄等の介助をしたことがある。			
⑤利用者本人や家族の了解を得ずに、本人の写真や制作した作品を展示したことがある。			
利用者の人格無視	よくある	時々ある	ない
①利用者と呼び捨てやあだ名、子どものような呼称で呼んだことがある。			
②利用者に対して、威圧的な態度や命令口調で話したことがある。			
③利用者の訴えに対して、無視や拒否をするような行為をしたことがある。			
④利用者を長時間待たせたり、放置したりしたことがある。			
⑤担当専門医の指示によらず職員自らの判断で薬物を使用したことがある。			
⑥まだ十分にトイレで対応できる利用者にもオムツ対応したことがある。			
利用者への強要制限	よくある	時々ある	ない
①利用者に対して、わいせつな発言や行為をしたことがある。			
②利用者の作業諸活動に対して、いたずらにノルマを課したことがある。			
③利用者に嫌悪感を抱かせるような作業・訓練などを強要したことがある。			
④日用品等の購入を制限したことがある。			
⑤無理やり食べ物や飲み物を口に入れたことがある。			
⑥自由な帰省、面会、外出を一方的に制限したことがある。			

自己チェックリスト 【管理者用】

規程、マニュアルやチェックリスト等の整備	ある	ない
①倫理綱領、職員行動規範を定め、職員への周知ができています。		
②虐待防止マニュアルやチェックリスト等について、職員に周知徹底すると共に活用している。		
③緊急やむを得ない場合の身体的拘束等の手続き、方法を明確にし、利用者や家族に事前に説明を行い、同意を得ている。		
④個別支援計画を作成し、適切な支援を実施している。		
⑤利用者の家族から情報開示を求められた場合は、いつでも応じられるようにしている。		
風通しの良い職場環境づくりと職員体制	ある	ない
①職員会議等で情報の共有と職員間の意思疎通が図られている。		
②上司や職員間のコミュニケーションが図られている。		
③適正な職員配置ができています。		
職員への意識啓発と職場研修の実施	ある	ない
①職員への人権等の意識啓発が行われている。		
②職場での人権研修等が開催されている。		
③職員の自己研さんの場が設けられている。		
利用者の家族との連携	ある	ない
①利用者の家族等と定期的に連絡調整が図られている。		
②利用者の家族と支援目的が共有できている。		
③職員として利用者の家族から信頼を得られている。		
外部からのチェック	ある	ない
①虐待の防止や権利擁護について、外部専門家による職員の評価、チェックを受けている。		
②施設事業所の監査において、虐待防止に関わるチェック等を実施している。		
③地域ボランティアの受け入れを積極的に行っている。		
④実習生の受け入れや職場見学を随時受けている。		
苦情、虐待事案への対応等の体制整備	ある	ない
①虐待防止に関する責任者を定めている。		
②虐待防止や権利擁護に関する委員会を施設内に設置している。		
③職員の悩みを相談できる相談体制を整えている。		
④施設内で虐待事案の発生時の対処方法、再発防止策等を具体的に文章化している。		

【自己チェックリストをつけた感想】

- ① たまにこども扱いすることも有り反省です。
- ② 改めて、自分の言動や行動、対応の仕方に気をつけなければいけないなと思いました。
- ③ かわいいので“ちゃん”付けで呼んだりしてしまうことがあります。
- ④ 在宅で掃除の支援をする際、いつも決まったことをするので、部屋を移動する時に都度、許可をもらわず出入りしている。なれ合いでの支援が、自分でも気づかないうちに人権侵害につながるのかもしれないと思った。
- ⑤ チェックリストをつけることにより、日頃の自分の利用者さんへの対応を振り返る事が出来て良かったと思います。
- ⑥ 自分自身気持ちをしっかり持ち、ぐっと頑張る事だと感じました。
- ⑦ チェックリストの項目を見て、当たり前の様に思っていました、自分自身気をつけないといけないと思いました。
- ⑧ これからも関わりを深めようと思った。
- ⑨ 利用者様と付き合いが長くなると『ある』が付いてしまいそうな項目が 1 つ 2 つあったので、程よい距離感が大事になってくるのだと思いました。
- ⑩ 利用者の言葉のサインを深く理解する。
- ⑪ 交代制の為、勤務時間外の気がついていない事例の可能性がゼロではない事を意識し、御利用者の言動などから、違和感があれば確認する事を今後も継続していきたいと改めて感じました。
- ⑫ 今はしていませんが、入職当初などはやっていた内容がありました。それはやはり知識不足ということになるかと思います。今はそういった知識を周知していく立場にありますので、事業所内外でそのような周知に関する研修等を実施していきたいと思います。
- ⑬ 参考にしていきたいと思います。
- ⑭ 呼称など、利用者様の人格を無視していたわけではないが、“ちゃん”や呼び捨てになっている方もいたので、今後は気をつけていこうと思いました。
- ⑮ 日々の自己覚知や振り返りが必要だと感じた。
- ⑯ チェックがついた項目について、自分含め職員にも教育、周知徹底できるように改善に努めてまいります。
- ⑰ やはり対等に接することが大切。同じ目線を心がけています。
- ⑱ 障がいの特性を学ぶ機会を増やした方が良いと感じた。
- ⑲ 振り返りは定期的に行う事が大切だと思いました。
- ⑳ いつも気をつけて仕事に対応しているつもりです。これからも身を引き締めてやっていきたい。
- ㉑ 自分自身見直す。
- ㉒ 身体拘束は、いかなる理由であれ絶対に行ってはならないと思いました。

- ②③ ○○君、○○ちゃんと下の名前と呼ぶことはどうなのかなと思いました。大丈夫かな
と思い、チェックリストでの当てはまりは「なかった」にしました。
- ②④ 利用者への虐待や差別的な言動や行動は、どのような理由があっても行ってはいけな
い。
- ②⑤ 本人の障がいや状態を充分把握していない事もあり、年齢にふさわしくない接し方を
することがあった。今後は介助する前に本人の状態病歴等を理解した上でガイドに入
りたい。
- ②⑥ 虐待に関しての知識を身に付け、全体に共有し改善出来るように努力をしていきます。
- ②⑦ 呼び名をつい“ちゃん”付けで呼ぶ事があるので、気を付けないといけないと思いま
した。
- ②⑧ 試行錯誤の末、良い方に変化した対応が『どうなのか』チェックリストで対応を振り
返ってみて、改めて考えるきっかけになった。チェックリストの内容で気になった項
目については日頃の対応で意識していきたいと思う。
- ②⑨ 何気なくしている事が虐待に繋がるんだなと思いました。
- ③⑩ ご家族と責任者に相談しながら、サービス提供を行います。
- ③⑪ チェックリストに当てはまる項目がありませんでした。
- ③⑫ チェックリストにあるような対応を日頃していないですが、今後もしないよう改めて
思いました。
- ③⑬ 身体拘束の概念は個々で違いはあると思うので判断が難しいと感じたが、そこは利用
者さん本位ということになるのだと思う。
- ③⑭ 他職員とのカンファレンスで支援の工夫をしています。
- ③⑮ 子供扱いをしてしまっていることや、時々感情的に強い口調になっていると改めて気
付いた。今後の支援で感情のコントロールに注意していこうと思います。事例が見ら
れて良かったです。
- ③⑯ 利用者の事を良く理解し、その時その時にあった対応を常に考えヘルプするように心
掛けます。

【施設内で課題に感じていること（研修内容以外のことでも可）】

- ① 職員それぞれの特性を活かしながら、どのようにしてみんなが同じような（レベル）支援が出来るようになるのか。研修だけでは難しい部分も多い。
- ② 職員、利用者間がとても仲が良い施設ですが、他者から見ると雑に見える所があり残念です。私は職員間も利用者さんとの関わりも最高だと感じています。他の施設でも職員から利用者への見下げた対応が無くなれば虐待やストレスなども軽減するのに、何故文字に表してまで研修しないと仲良くなれないのかが毎回疑問に感じます。
- ③ 他のヘルパーさんとの交流がほとんど無いので、社員さんに聞くまでもない些細な分からない事を気軽に聞ける環境があればと思います。
- ④ 子供達への性教育の取り組み。
- ⑤ 特定の利用者様と会う、過ごす頻度が高くなっており、現状の問題点が日常化し、問題と感じないようになるのではと不安に思っていました。
- ⑥ 研修や勉強会含め、もっとスキルアップに使用できる時間を確保できるように、人員確保に力を入れたい。仕事の分散化やストレス緩和にも繋がるので余裕がある環境作りをしたい。
- ⑦ 今は、動画でも良いので研修の回数を増やして欲しいです。
- ⑧ 新型コロナが早く収束して欲しい 障害者の施設内虐待が増えないように願う。
- ⑨ もう少し施設に広さが欲しい。
- ⑩ 適切な区分調査により、環境整備や職員増員が叶うので、事業所では適切な区分調査に協力していくことが必要だと感じています。また、強度行動障害研修などと合わせて、互いにストレスがない環境になるようにしていこうと改めて思いました。
- ⑪ 早くコロナが収束して、研修を仲間達と受けたいです。

相談支援部会

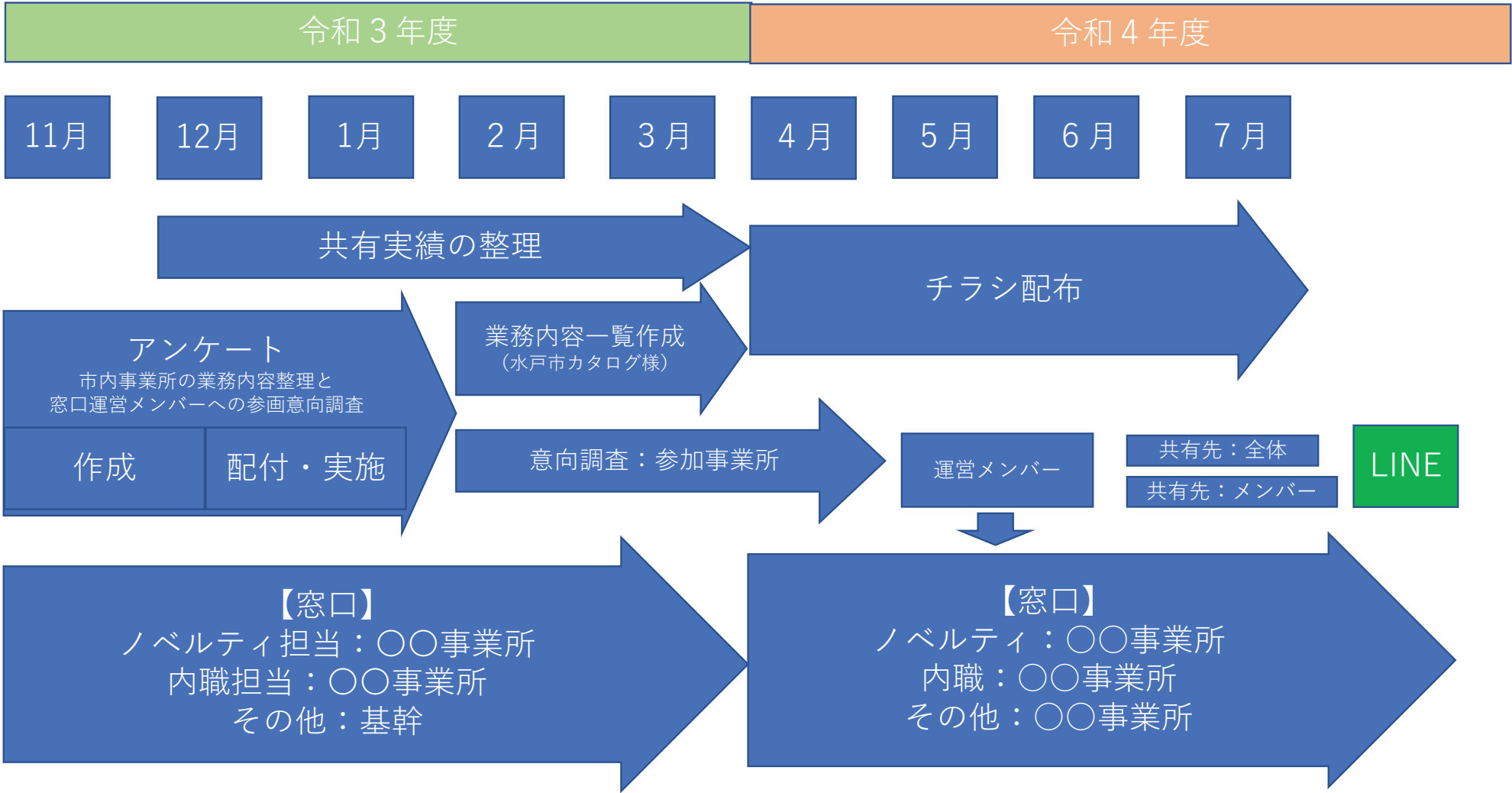
目標	取組み実績と成果（令和3年11月末時点）	課題と今後の方向性
<u>①相談支援の質の向上</u> ◎定例部会（偶数月開催） （1）「意思決定支援」を中心とした取組み ・計画作成の一連の流れを基に、架空の共通事例を通してワークを行い、相談支援専門員のスキル底上げを図る。 ⇒年間での具体的なテーマを決め実施 （2）制度の理解（事務連絡含む） ・制度情報等、正確な知識を習得し支援に活かす。 ◎参加型研修（奇数月開催） ・実務経験5年未満の相談支援専門員を対象に、各部会での取組みを実際のマネジメントに活用出来るよう、学びの場を提供する。 ◎事業所訪問 ・基幹相談支援センターと委託相談支援事業所のペアで、市内の相談支援事業所に出向き、事業所でのケースの傾向や、業務上の課題等について伺い、相談支援体制の充実を図る。（1ヶ月に、2事業所ずつ実施） <u>②機関連携・社会資源の活用</u> （1）機関連携 ・各関係機関の見える化を図り、各々の機能を理解し、効果的に活用する。 （2）社会資源 ・相談支援専門員の力量に偏らない、社会資源に関する情報の充足を図る。 ⇒「社会資源集」として継続的に更新していく。	<u>①相談支援の質の向上</u> ◎定例部会（偶数月開催） 第3回 8月23日（月）ZOOM 8月24日（火）対面 （1）『プラン作成について』 （2）・令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について ・地域生活支援拠点の登録に係る進捗報告 第4回 10月25日（月）ZOOM 10月26日（火）対面 （1）『サービス担当者会議とモニタリングのポイントをおさらいしよう』 （2）法律相談支援事業の活用について ◎参加型研修（奇数月開催） 第2回 9月14日（火）『担当者会議を効果的に開催しよう』 ～担当者会議とモニタリングの重要性とポイント～ 第3回 11月9日（火）『就労支援におけるマッチングとステップアップ』 ◎事業所訪問 ・『事業所の課題』や『対応に苦慮するケース』を確認し、対応策などの提案を行った。 訪問事業所数 10件 <u>②機関連携・社会資源の活用</u> （1）機関連携 ・就労支援事業所の見学会はコロナの影響もあり未実施であるが、第3回参加型研修に講師として就労移行支援事業所に参加頂いた。計画相談員が就労事業所を見極めるポイントや対象者の障がい特性やストレングスを理解した事業所とのマッチングについて学ぶことができた。	<u>①相談支援の質の向上</u> ◎定例部会（偶数月開催） 第5回 12月20日（月）ZOOM 12月21日（火）対面 『機関連携に関すること』 第6回 2月28日（月）ZOOM 2月22日（火）対面 『課題抽出に関すること』 『将来を見据えた支援 リスクマネジメントについて考えよう』 ◎参加型研修（奇数月開催） 第4回 1月11日（火）『将来を見据えた支援 リスクマネジメントについて考えよう』 第5回 3月15日（火）『医療機関との連携を考えてみよう』 ◎事業所訪問 【訪問予定】 12月 ハートプランつばさ和泉 1月 相談支援平安・相談支援事業所ひまわり 2月 はな相談支援センター 相談支援センターゆとり 3月 なお相談支援センター 相談支援センターOhana <u>②機関連携・社会資源の活用</u> （1）機関連携 ・就労支援事業所との連携に限らずケアマネジメントの質向上に向け、事業所や社会資源等との適切なマッチングが行えるよう取組みを行う。 （2）社会資源 ・事業所の情報に限らず相談支援として必要な社会資源情報を『社会資源集』として継続的に発信（更新）していく。

就労支援部会

目標	取組み実績と成果（令和3年11月末時点）	課題と今後の方向性
<u>①周知</u> ＊事業所の情報周知 ⇒継続的に事業所の最新情報を発信（パンフレットを更新）していく。 ニーズに応じて出来る範囲でアップデートを行う。 <u>②関係機関との連携体制の構築</u> （1）和泉支援学校との連携体制の構築 ⇒取組みについて再検討していく。 （2）特定相談支援事業所との連携体制の構築 ⇒取組みについて再検討していく。 <u>③一般就労への移行</u> ＊支援者のスキル向上に関する取組み ⇒実事例を基に関係機関（ハローワーク等）との連携方法（タイミングや内容）を検証し、支援者のスキル向上を目指し、一般就労への移行に繋げる。 実事例を基に整理した支援のポイントを就労移行支援ガイドラインに落とし込み、完成させていく。 <u>④工賃向上</u> （1）共同受注システムの構築 ・共同受注システムの構築を行う。 ⇒除草作業の取組みを基に、共同受注の在り方について検討していく。 （2）支援者のスキル向上に関する取組み	<u>①周知</u> ＊事業所の情報周知 令和3年11月更新予定。現在最終調整中。 <u>②関係機関との連携体制の構築</u> （1）和泉支援学校との連携体制の構築 （2）特定相談支援事業所との連携体制の構築 <u>③一般就労への移行</u> ・ガイドラインを基に、各段階の支援のポイントについて意見交換を実施。 ⇒『実習の受入れ先の共有化』『実習時の本人情報共有シート・評価シート』『和泉支援学校との連携』等が挙げられた。 <u>④工賃向上</u> （1）共同受注システムの構築 ・企業からの受注依頼を受付、事業所間で共有する窓口の設置に向け、具体的な運用等について協議を行っている。 （2）支援者のスキル向上に関する取組み	<u>①周知</u> ＊事業所の情報周知 ⇒継続的に事業所の最新情報を発信（パンフレットを更新）していく。 ニーズに応じて出来る範囲でアップデートを行う。 <u>②関係機関との連携体制の構築</u> （1）和泉支援学校との連携体制の構築 ⇒取組みについて再検討していく。 （2）特定相談支援事業所との連携体制の構築 ⇒取組みについて再検討していく。 <u>③一般就労への移行</u> ・引き続き実事例の共有及び意見交換を実施し、関係機関との連携方法を検証し、支援者のスキル向上及び、一般就労への移行に繋げる。 ・ガイドラインについては各事業所で活用して頂き、実事例の共有及び意見交換の中で出たポイント等、必要に応じてアップデートしていく。 ・今後の取組み『実習の受入れ先の共有化』『実習時の本人情報共有シート・評価シート』『和泉支援学校との連携』について協議していく。 <u>④工賃向上</u> （1）共同受注システムの構築 ・年度内に窓口の準備を行い、次年度から運用を開始する。 （2）支援者のスキル向上に関する取組み

受注情報共有窓口 フロー図

資料1-4②



地域移行部会

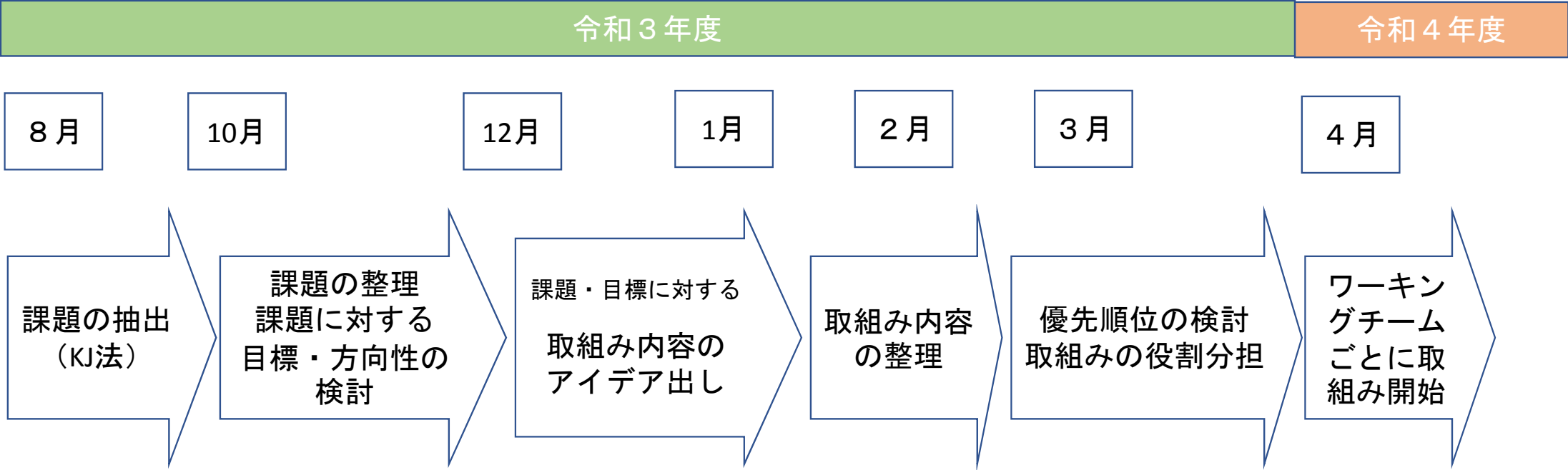
目標	取組み実績と成果（令和3年11月末時点）	課題と今後の方向性
①退院支援の質の向上 *医療と福祉の連携 *退院促進 ⇒これまで地域移行支援、医療と福祉の連携に焦点を当ててきたが、今後事務局としては、それらも含め「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み」を検討していきたいと考えており、今後の部会で、提案、協議予定。 ②院内茶話会の在り方について *退院意欲の喚起・社会資源の情報提供 ・院内茶話会はコロナ禍で対面が出来ないことから、壁新聞（ピアサポーターの地域生活の様子等を取りまとめる）を作成し、各病院の病棟へ掲示する予定。具体的な内容についてはピアサポーターと検討予定。	①退院支援の質の向上 *医療と福祉の連携 *退院促進 10月6日：和泉保健所、大阪府生活基盤推進課（地域精神医療体制整備広域コーディネーター）、和泉市障がい者相談支援センタータイムと今後の方向性について検討を行った。 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み」に焦点を当てて、取組みを再検討していく。 ②院内茶話会の在り方について *退院意欲の喚起・社会資源の情報提供	①退院支援の質の向上 *医療と福祉の連携 *退院促進 まずは、課題抽出を行い、地域の実情に合わせて取組み内容を検討していく。 12月3日に地域移行部会実施予定。 ②院内茶話会の在り方について *退院意欲の喚起・社会資源の情報提供

地域生活支援拠点部会

目標	取組み実績と成果（令和３年１１月末時点）	課題と今後の方向性
<u>①事業運用の推進（「相談」・「緊急時の受入れ・対応」の機能）</u> - 相談支援専門員に拠点事業について周知し、対象となるケースについての登録を進める。（相談支援部会との連携） - 障がい者相談支援センターを中心に、ケースの抽出や登録にかかる準備や手順についての助言、および登録後の個別ケース検討（によるリスクマネジメント）等を、相談支援専門員と共に行う。 - 相談支援専門員の、アセスメント・リスクマネジメント力の向上により、個々の支援体制の充実を図る。 <u>②課題の抽出・検証・改善による機能強化</u> - 実ケースを通じ、登録や対応を進める中での“つまずき”や課題などを整理、また登録対象外だがリスクがある、もしくは実際に緊急対応した等のケースの実態把握を行い、検証・手法の検討を実施し、改善に取り組む。 ＊短期入所事業者・共同生活援助事業者連絡会の実施 - 受入れ側が感じる課題や事例の共有、解決に向けての協議を深め、個々の事業所の質の向上を図る。 - ＳＮＳの活用も視野に入れたネットワーク作りを行い、事業者同士の連携を円滑にする（相談し易い関係作り、日頃の情報共有）ことで、和泉市全体の受入れ体制を強化していく。 ＊短期入所・共同生活援助の利用以外の対応の検討 - 施設利用が困難、もしくは適切でない場合や医療的ケアが必要な方への対応として想定している在宅支援等について、受入れ実態や事業所（居宅介護支援事業者、訪問看護、医療型短期入所事業者）の意向を踏まえ、事業所の協力体制を構築していくための手法について検討する。 ＊空き情報共有システム（スペースマッチ）の運用促進 - 拠点運用開始後、実際の活用を進めていく。	<u>①事業運用の推進（「相談」・「緊急時の受入れ・対応」の機能）</u> - 相談支援部会（８月）にて、登録予定ケースの有無や拠点事業に対する意見を聞き取り、短期入所の利用が困難なケースについて、具体的な状況と必要な支援について検討していく方向性を共有し、再度利用や相談の働きかけを行った。 - 障がい福祉課にて、サービス等利用計画から登録勧奨者をピックアップ。 <u>②課題の抽出・検証・改善による機能強化</u> - 登録ケースがあがりにくい現状を踏まえ、登録出来ない理由や短期入所の利用が困難な理由を把握するため、相談支援専門員に対しアンケートを実施。 - アンケートの結果を検証して上記要因を整理し、現在短期入所の利用が困難とされている方が利用出来るようになるような支援体制や、短期入所利用以外の対応（支援体制）の具体化と、居宅介護・訪問看護・医療型短期入所の巻き込み方を検討中。 - 実際の登録ケースの基本情報を障がい福祉課、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センターで共有し、個別ケース検討（によるリスクマネジメント）の場のもちかたを検討中。	引続き整備方針に基づき、事業運用の促進と事態発生時の円滑な対応の実施に取り組む。「相談」「緊急時の受入れ・対応」以外の機能についても段階的に検討・実施を進め、地域生活支援拠点の整備・強化・評価・改善等を継続する。 <u>①事業運用の推進（「相談」・「緊急時の受入れ・対応」の機能）</u> - 引き続き、相談支援部会等と連携しながら、周知や利用促進の働きかけ、登録作業の進捗確認を行う。 - 事業にかかる緊急対応に対する加算について周知を行い、報酬に反映することを明示することで、相談支援専門員が対応しやすくする。 <u>②課題の抽出・検証・改善による機能強化</u> - 障がい者相談支援センターへの、登録やリスクがある登録対象外の方についての事前相談時にも、場合によっては「リスクマネジメントからの日頃の支援の見直し」を行い、サービス等利用計画に反映出来るようにする。 - 登録・相談事例がある程度集まれば、起こり得るリスクや緊急時対応の実態、登録の進捗に基づき、事業内容の改善や強化を図る。 ＊短期入所・共同生活援助の利用以外の対応の検討 - 居宅介護、訪問看護、医療型短期入所それぞれに、それらニーズに対応し得る体制の有無や、事業者側が把握している緊急事態が起こり得る事例等を調査すると共に、部会等への参画を依頼し、各事業者の協力体制の構築について共に検討する。 ＊短期入所事業者・共同生活援助事業者連絡会の実施 - 受入れ側が感じる課題や事例の共有、解決に向けての協議を深め、個々の事業所の質の向上を図る。 - ＳＮＳの活用も視野に入れたネットワーク作りを行い、事業者同士の連携を円滑にする（相談し易い関係作り、日頃の情報共有）ことで、和泉市全体の受入れ体制を強化していく。 ＊空き情報共有システム（スペースマッチ）の運用促進 - 引き続き、受入れ側事業者の更新、相談支援専門員による活用を促していく。

支援の質向上 ICTの活用プロジェクトチーム フロー図

資料1-7



障がい者地域自立支援協議会における委員提案シート

委員名	奥野栄祐
テーマ	地域における障がい者の外出支援の活性化、充実化
現状・課題	移動支援事業者及び支援員（ガイドヘルパー）の減少によりニーズに応えられていない。コロナの影響も重なり障がいのある人の外出の機会が減り、家庭における介護負担の増大とグループホームを含む地域生活で、希望する暮らしが出来ていないという問題を感じる。特に行動障害や医療的配慮を伴う障がい者支援については支援員の経験やスキルが求められサービス提供に繋がりにくい。サービス等利用計画に移動支援や行動援護利用の希望、計画があっても希望通り計画通りにサービスが提供されていないというのが現状だと考える。この状況が続くことで、事業者数、ヘルパー数の減少と支援力の低下によるサービス提供量の減少が慢性化常態化し、地域生活支援における外出支援へのニーズが埋没してしまわないかと危惧するところである。
目標	利用者の希望に沿った計画の通りにサービスが提供され、より豊かな地域生活が送られる。サービス種別及び事業者の選択肢拡大、移動支援事業の活性化と地域の支援力アップ。
取組み案	事業者間のネットワーク構築による情報交換、意見交換、人材確保と育成の取り組み、ガイドラインの共有と改善、ニーズに応える支給決定（移動支援と行動援護の併給等）、お出かけマップの作製等による余暇活動支援の促進
関係者	移動支援事業者、行動援護事業者、相談支援事業者、支給決定機関
協議事項	利用者、相談支援機関、事業者の現状、課題、満足度の共有。事業者連絡会や部会、ワーキンググループ等の組織作りについて
その他	外出の機会が増えることで、障がい者理解の促進や地域の活性化、誰もが暮らしやすい街づくりへと繋がっていくと理想的